



2022年4月27日

各位

# 地域の価値向上に資するリノベーション事業者を投資対象とする 「じゅうろく・岐阜市まちづくりファンド」の投資対象エリアの追加と 「じゅうろく・清流まちづくりファンド」への名称変更について

株式会社十六銀行(頭取 石黒 明秀)は、岐阜市中心市街地のにぎわいの創出を目的として、2019年3月に一般財団法人民間都市開発推進機構(以下、「民都機構」といいます。)との共同出資により組成した、マネジメント型まちづくりファンド(※)「じゅうろく・岐阜市まちづくりファンド有限責任事業組合」について、このたび、岐阜市以外の地域においてもリノベーションによるまちづくりを活性化させるため、投資対象エリアを追加するとともに、ファンド名称を「じゅうろく・清流まちづくりファンド(以下、本ファンドといいます。)」へと変更いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### ※「マネジメント型まちづくりファンド」とは

民都機構が地域金融機関と連携して、一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の 課題解決に資するリノベーションなどの民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、当該 事業への出資などを行うファンドです。

記

#### 1. 目的

本ファンドは、従来、岐阜市中心市街地(JR岐阜駅〜柳ケ瀬地区〜川原町およびその周辺)を対象エリアとして、空き家、空き店舗、古民家などのリノベーションなどにより地域の課題解決に資する民間まちづくり事業を投資対象としてまいりましたが、このたび、岐阜市中心市街地以外のエリアにおいてもリノベーションによる「地域の活性化」「賑わいの創出」をはかるべく、「美濃市うだつの上がる町並み周辺エリア」および「各務原市那加商店街周辺エリア」を投資対象エリアに追加いたしました。

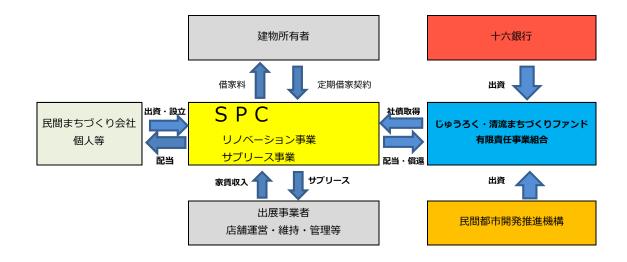
地域金融機関として、各エリアの遊休不動産へ出融資によるリスクマネーを供給することで、リノベーション投資を活発化させ、地域の「まちづくりプレイヤー」による活動を後押しするとともに、対象施設を起点として観光誘客や交流人口の増加を促し、「点」としての投資効果のみならず周辺エリアに波及する「面」としての効果(価値向上)をはかるものです。

今回の投資対象エリアの追加により、岐阜市・美濃市・各務原市の中心市街地エリアの 価値向上をはかり、さらなる投資を呼び込むといった好循環を創出するとともに、中長期 的なにぎわいの創出を目指して、引き続き「まちづくり」に貢献してまいります。

### 2. ファンドの概要

| 名 称     | じゅうろく・清流まちづくりファンド有限責任事業組合       |
|---------|---------------------------------|
| 設 立 日   | 2019年3月28日                      |
| 資 金 規 模 | 1. 5億円(十六銀行7,500万円、民都機構7,500万円) |
| 存続期間    | 20年(2019年3月28日から2038年9月30日)     |
| 形 態     | 有限責任事業組合(LLP)                   |
| 対象エリア   | 岐阜市中心市街地 (JR岐阜駅〜柳ケ瀬〜川原町およびその周辺) |
|         | <u>(追加)美濃市うだつの上がる町並み周辺エリア</u>   |
|         | (追加)各務原市那加商店街周辺エリア              |
| 対 象 事 業 | 活用されていないビル・店舗・古民家などをリノベーションにより活 |
|         | 用し、物販施設、飲食施設、シェアオフィス、宿泊施設、交流施設な |
|         | どを整備・運営することで、中心市街地の活力向上をはかり、地域の |
|         | 課題解決に資する事業を投資対象とします。            |
| 対象事業者   | 空き店舗、古民家などをリノベーションにより整備し運営する事業者 |
| 投 資 形 態 | 株式(優先株出資)、社債                    |
| 投 資 期 間 | 10年                             |

# 3. ファンドスキーム



# 4. 「一般財団法人民間都市開発推進機構」について

| 商号    | 一般財団法人民間都市開発推進機構             |
|-------|------------------------------|
| 所 在 地 | 東京都江東区豊洲三丁目3番3号              |
| 設 立   | 1987年10月1日設立                 |
|       | 2013年4月1日に一般財団法人へ移行          |
| 代表理事  | 花岡 洋文                        |
| 基本財産  | 5 6 億円                       |
| 概要    | 「民間都市開発の推進に関する特別措置法」に基づき国土交通 |
|       | 大臣に指定された法人で、民間都市開発事業に対して、安定的 |
|       | な資金支援など多様な支援を行っている。          |

以上

【本件ご紹介先:経営企画部 広報・IR室 TEL 058-266-2511】